議題３の環境影響評価に関する法令上の取扱いについて

参考資料２

本案件は環境影響評価法施行令別表第１に定めている第一種事業に該当する。

* 事業の種類

公有水面埋立法による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業

* 第一種事業の要件

　　　　公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業（埋立て又は干拓に係る区域の面積が五十ヘクタールを超えるものに限る。）

調査・予測・評価する環境項目や実施方法を記載。  
審査会、市長及び府民の意見を勘案して知事意見を申述。

調査・予測・評価の結果や環境保全措置を記載。  
審査会、市長及び府民（公聴会含む）の意見を勘案して知事意見を申述。

大臣・知事意見を勘案、住民意見に配意して準備書の内容を補正。

事後調査計画書、事後調査報告書

環境アセスメントの手続の流れ

事業の位置・規模等の検討段階において、環境の保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討した結果を記載。  
主務省令第14条の規定により事業者が定める期限（令和７年３月14日）までに審査会、市町長の意見を勘案して知事意見を申述。

**環境影響評価方法書**

**大臣・知事意見を勘案、住民意見に配意して調査・予測・評価**

**環境影響評価準備書**

**環境影響評価書**

**事業の実施**

**事後調査の実施**

**計画段階環境配慮書**

**対象事業に係る計画策定**

**補正後の環境影響評価書**

免許等を行う者の意見を勘案して評価書を補正し、確定。